

平成 27 年 6 月 16 日

運輸審議会

上 野 文 雄 会 長 殿

新潟県新潟市中央区高志一丁目 8 番 7 号

はとタクシー株式会社

新潟県新潟市中央区高志一丁目 8 番 7 号

有限会社コバト交通

代表取締役社長 齋藤



章



公述申込書

運輸審議会一般規則第 35 条の規定により下記のとおり公述申込みを致します。

記

1. 事案番号及び件名

事案番号 平 27 第 5003 号

件 名 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定
指定する地域 新潟交通圏

2. 公述しようとする者の住所、氏名、職名及び年齢

新潟県新潟市中央区高志一丁目 8 番 7 号

はとタクシー株式会社

新潟県新潟市中央区高志一丁目 8 番 7 号

有限会社コバト交通

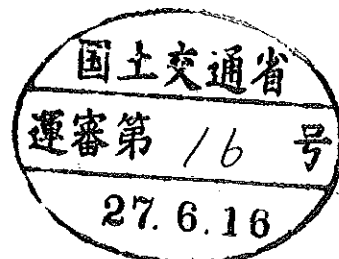
上記 2 社 代表取締役社長 齋藤 章 67 歳

3. 事案に対する賛否

反対

4. 連絡先電話番号

はとタクシー(株) 代表 025-287-1121



以上

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定に関する

公 述 書

公 述 人 はとタクシー株式会社
 有限会社コバト交通

代表取締役社長 齋 藤 章

私は、はとタクシー株式会社及び(有)コバト交通代表取締役社長齋藤章でございます。
この度は、この公聴会の開催にあたり、上野会長様はじめ各委員の方々の御出席を賜り、
弊社の意見を御聴いただけますことを厚く御礼申し上げます。

それでは、弊社の意見を述べさせていただきます。

今回の新潟交通圏での特定地域の指定には以下の理由により反対です。

第2回新潟交通圏準特定協議会の決議には瑕疵がありますので同意自体が無効と考えます。

理由をご説明させていただきます。

当時、私は、私を含め3名で出席をしていました。

平成26年2月10日に開催されました第1回新潟交通圏準特定協議会(配布資料)において、新しい協議会の要綱等の説明はされていましたが、決議行為自体がありませんでした。

私としましては、3地区の合同協議会開催ということで忙しかったので、事前に採決のための委任状は提出しておりましたが、第2回の協議会で正式に採決をとるものと考えておりました。

しかし、第2回の協議会では、そのようなことはなく「特定地域指定」等の同意決議のみで、要項等の決議はありませんでした。

事務局である新潟市ハイヤータクシー協会の定時例会では、「特定地域指定」に同意するのか、しないのかの論議や委任状の様式や方法のみの説明だけで、何故、新潟交通圏の適正台数が、そのようになって新潟交通圏が特定地域に指定されたのかの説明は一切ありませんでした。

そのような説明状況の中では、当社としては「特定地域指定」に同意することができませんでした。

よって、第2回新潟交通圏準特定協議会の決議には瑕疵がありますので、新潟交通圏における「特定地域指定」同意自体が無効と考えます。

最後に、新潟交通圏における特定地域指定について述べさせていただければ幸いです。

当社は稼働率が高い方だと思います。しかし、指定されることでの車両等の供給力の削減による雇用問題等が生じる気がして心配でなりません。

本来ならば、市協会等で特定地域指定基準等の説明を聞き、対応を考えられれば良かったのですが、それもありませんでした。

新潟交通圏で現在、公表されてる台数及び指定基準につきましても、実働実車の数値は実

態に即してありません。

また、赤字車両数シェアにつきましても、私たちは事業者として許認可事業を営んでおりますので事業者単位での基準も必要と考えております。

また、人口要件としましても、地域の実情も踏まえ、また、同じような人口規模の交通圏との比較による供給力の削減も想定した方が良いと思います。

また、総実車キロにつきましても、新潟交通圏では平成13年度以降の事業者の廃業等もありましたので、それらによる車両数及び乗務員数の減少にも考慮する必要があるように感じます。加えて個人タクシーも然りです。

また、協議会における事業者としての立場からしますと、供給力等の削減では、事業経営としても会社財産の処分という事態も考えられますので会社法における3/4以上の同意を株主に求めざるを得ない状況も生じることも考えられます。場合によっては株主代表訴訟も念頭に置かなければなりません。

また、乗務員の労働条件の改善としましては、総労働時間の抑制等がございますが、タクシー業は労働集約産業でありますので、他業種と比べますと拘束時間が長くなってまいります。厚生労働省さんのタクシー乗務員の労働時間の改善基準の指針もあり、適時、改善・指導を受けております。

また、全産業の平均賃金との比較につきましては、タクシー乗務員の平均年齢は高くなってきております。新潟交通圏では、乗務員の年金受給者が60%を超えていると思われまます。よって、単純比較はできないと思われまます。

以上有難うございました。